

件名	愛媛県県立自然公園条例の一部を改正する条例
主管課	自然保護課
根拠法令等	自然公園法（平成23年11月30日施行）

【改正の概要】

地域主権改革第2次一括法により自然公園法が改正されたことに伴い、同法の国立公園等に準じて制定されている本条例の県立自然公園についても、法改正に準じて改正を行うもの。

公園事業の執行者以外の国等（国、他の地方公共団体、その他の公共団体）が公園事業の一部を執行しようとする場合における知事の同意を不要とする。

〔改正箇所〕

	規定内容	改正内容
第10条	公園事業の執行に係る手続及び変更手続	「同意を要する協議」
第12条	公園事業者の地位承継	「同意を要しない協議」
第14条	認可・同意の失効	同意に係る規定を削除

自然公園法は、国立公園及び国定公園の公園事業執行に係る手続について、同様の改正がなされている。

県及び国等以外の者が公園事業の一部を執行する場合には、認可が必要（改正なし）。

施行日 公布の日

【その他参考事項】

1 自然公園の概要

根拠法令	公園の種類	公園事業執行者	公園事業の一部を執行できる者	公園事業の申請手続き	
				改正前	改正後
自然公園法	国立公園	国	公共団体	同意を要する協議	同意を要しない協議
			公共団体以外	認可	
	国定公園	県	国、公共団体	同意を要する協議	同意を要しない協議
			国、公共団体以外	認可	
県立自然公園条例	県立自然公園	県	国、公共団体	同意を要する協議	同意を要しない協議
			国、公共団体以外	認可	

2 県内における自然公園指定の状況

種類	内容	本県の該当公園
国立公園	日本の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であって、環境大臣が指定する地域	・瀬戸内海 ・足摺宇和海
国定公園	国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、環境大臣が指定する地域	・石鎚
県立自然公園	優れた自然の風景地であって、知事が指定する地域	・肱川 ・金砂湖 ・奥道後玉川 ・四国カルスト ・篠山 ・佐田岬半島宇和海 ・皿ヶ嶺連峰

3 公園事業

公園計画（自然公園の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画）に基づいて執行する事業であって、自然公園の保護又は利用のための施設で知事が定めるものに関するもの（条例第2条）

野営地や登山道等の整備